

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの標準的な官職を定める規程

	21消技第26号	平成21年4月1日
一部改正	23消技第3810号	平成24年4月1日
一部改正	24消技第3423号	平成25年4月1日
一部改正	25消技第3653号	平成26年4月1日
一部改正	29消技第3105号	平成30年4月1日
一部改正	30消技第3002号	平成31年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第2項及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第59条第2項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の標準的な官職を定めることを目的とする。

(標準的な官職)

第2条 センターの標準的な官職は、次表の職制上の段階に応じ、同表の標準的な官職の欄に掲げるとおりとする。

本部

職制上の段階	標準的な官職
一 本部の部長及び統括チーム長の属する職制上の段階	部 長
二 本部の認定センター所長及び農薬審査統括官の属する職制上の段階	準 部 長
三 本部の業務監査室長、課長、広報室長、小平総務分室長、主任精度管理官、精度管理官、上席表示監視官、調整指導官及び専門指導官の属する職制上の段階	課 長
四 本部の室長補佐、課長補佐、分室長補佐、研修専門官、労務管理官、総務専門官、監査専門官、主任調査官、表示監視官、専門審査官及び検査管理官の属する職制上の段階	課長補佐
五 本部の係長及び専門調査官の属する職制上の段階	係 長
六 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係 員

地域センター

職制上の段階	標準的な官職
一 地域センターの長の属する職制上の段階	所 長
二 地域センターの長を助ける次長の属する職制上の段階	次 長
三 地域センターの課長、管理官、主任精度管理官、精度管理官及び上席表示監視官の属する職制上の段階	課 長
四 地域センターの課長補佐、主任調査官及び表示監視官の属する職制上の段階	課長補佐
五 地域センターの係長及び専門調査官の属する職制上の段階	係 長
六 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係 員

本部の事務所

職制上の段階	標準的な官職
一 本部の事務所の長の属する職制上の段階	事務所長
二 本部の事務所の課長及び精度管理官の属する職制上の段階	課 長
三 本部の事務所の課長補佐及び主任調査官の属する職制上の段階	課長補佐
四 本部の事務所の係長及び専門調査官の属する職制上の段階	係 長
五 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係 員

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は平成31年4月1日から施行する。